

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【公表番号】特表2005-522834(P2005-522834A)
 【公表日】平成17年7月28日(2005.7.28)
 【年通号数】公開・登録公報2005-029
 【出願番号】特願2003-584203(P2003-584203)
 【国際特許分類】

H 0 5 B 33/20 (2006.01)
C 0 9 K 11/00 (2006.01)
C 0 9 K 11/06 (2006.01)
C 0 9 K 11/08 (2006.01)
H 0 5 B 33/14 (2006.01)

【F I】

H 0 5 B 33/20
 C 0 9 K 11/00 F
 C 0 9 K 11/06 6 0 2
 C 0 9 K 11/08 G
 H 0 5 B 33/14 Z

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成18年3月27日(2006.3.27)
 【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0019
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【0019】

本発明のさらに別の実施形態によれば、エレクトロルミネッセンス複合体をグラフィックディスプレイ上に置く(たとえば、キーボード上のキー、インストルメントパネル(計器板)ディスプレイなど)ために熱転写プリンター又は熱間鍛造機を用いることができるように、転移成分を構成することもできる。特に、転移成分は、図5に示すように、複合体10、透明伝導層32、保護層34、切り離し層36及びキャリア層38並びに複合体10の反対側にある接着層40を含むことができる。転移成分は、図6に示すように、グラフィックディスプレイ46上の1以上の導体42及び44に付与された後、キャリア層36及び切り離し層38を取り除いてもよい。このプロセスにおいて、キャリア層36は、ディスプレイ46に転移されるようになる脆弱な成分に構造的支持を呈するように作用する。いくつかの実施形態において、複合体10内の重合性物質は、別個の接着剤40を要しない接着特性を含むものでもよい。同様に、いくつかの実施形態において、伝導層32は、別個の保護コーティング34を要しない十分な保護特性を含むものでもよい。さらに、伝導層は、絶縁性コーティングを含み、燐光粒子が伝導層と接触しないようにしてもよい。いくつかの実施形態において、転移後に、切り離し層又は破断コート層が複体内に残り、それ自身が最終的なデバイスの保護層として作用してもよい。「破断コート」は、時々、「保護コーティング」としても作用する。